

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職務の階層に応じて行う職層別の研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等、各種研修を実施しています。平成17年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数(人)						合計
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他	
職層別	新採用職員	381	0	62	66	0(16)	0	509
	係員	665	2	71	105	32(44)	7	882
	監督者	137	0	12	4	0(5)	1	154
	管理者	197	3	6	31	0(1)	4	241
	計	1,380	5	151	206	32(66)	12	1,786
個別選択	業務遂行能力養成	34	0	2	12	0(63)	3	51
	政策形成能力養成	111	3	3	26	9	7	159
	対人能力養成	80	3	4	5	4	0	96
	マネジメント能力養成	30	0	0	2	0	0	32
	計	255	6	9	45	13(63)	10	338
派遣研修		34	0	0	3	4	1	40
合計		1,669	11	160	254	49(129)	23	2,164

()は外数

()は県警察学校での研修

()は管区警察学校での研修

()は警察大学校での研修

()は警察大学校での研修

()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修(研修区分 専科)で外数

イ 教育職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
基本研修	経験者研修	教職経験5年の教員を対象にして、学習指導法など専門的な力量の向上を図る。	186
	経験者研修	教職経験10年という節目において、今までの教育活動を振り返り、自己の課題や適性等を再確認し、実践的指導力の向上を図る。	347

ウ 公安職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
任用科	県警察学校	各部門等の任用に関する教養	93
	管区警察学校		150
	警察大学校		29
専科	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識及び技能を習得させるための教養	701
	管区警察学校		50
	警察大学校		55

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要な人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 非常勤又は臨時的任用職員・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不適当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成17年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって業務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正配置等、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての県立学校の教員、市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 非常勤又は臨時的任用職員・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として平成17年9月1日を基準日として前1年間について作成しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置に活用しました。

ウ 各任命権者（警察本部）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 地方警務官・ 非常勤又は臨時的任用職員
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、前年の4月1日から3月31日までの期間とし、3月31日現在で実施しました。 被評定者が、休職、育児休業、長期出張等により、評定対象の期間が5ヶ月に満たないときは、3月31日以後で5ヶ月に達したときに実施しました。
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。